

静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-101

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇)</p> <p><b>第9条</b> 条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第9条の2</b> 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 当該年の中途において、新たに職員となる者（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数（以下この条において「基本日数」という。））</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p><b>第9条</b> 条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 臨時的に任用された職員（以下「臨時職員」という。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数</u></p> <p>2 (略)</p> <p><b>第9条の2</b> 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 当該年の中途において、新たに職員となる者（次号<u>から第5号まで</u>に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数（以下この条において「基本日数」という。））</p> <p><u>(2) 当該年において臨時職員となった者で、当該年の中途において任用を更新されたも</u></p>

(2) (略)

2 (略)

3 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地公労法適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数

のその者の当該年における在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該更新された日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(3) 当該年において臨時職員となった者で、当該年の中途において引き続き新たに職員となったものその者の当該年における在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、当該職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(4) 当該年において非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）となった者で、当該年の中途において引き続き新たに職員となったもの非常勤職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(5) (略)

2 (略)

3 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地公労法適用職員等になり引き続き再び職員となったもの、当該年の前年において臨時職員であった者で当該年に任用を更新されたもの若しくは引き続き当該年に新たに職員となったもの又は当該年の前年において非常勤職員であった者で引き続き当該年に新たに職員となったものとする。

4 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数

が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日 (当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数)に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数 (1日又は1時間未満の端数があるときはこれを含むものとする。以下同じ。) (当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合  
アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) (略)  
(特別休暇)

**第12条** 条例第14条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

2 前項第2号又は第3号に規定する休暇 (以下この条において「特定傷病休暇」という。)を地方公務員法第22条第1項に規定する条件

が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に職員となった場合又は臨時職員として任用を更新された場合 20日 (当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数)に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数 (1日又は1時間未満の端数があるときはこれを含むものとする。以下同じ。) (当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日。ただし、当該年の前年において臨時職員又は非常勤職員であった者については、当該残日数が当該年の前年に付与された年次有給休暇の日数を超える場合にあっては、当該年の前年に付与された日数)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合又は臨時職員として任用を更新された場合  
アの日数から職員となった日又は臨時職員として任用を更新された日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) (略)  
(特別休暇)

**第12条** 条例第14条に規定する特別休暇の期間は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

2 前項第2号又は第3号に規定する休暇 (以下この条において「特定傷病休暇」という。)を地方公務員法第22条に規定する条件付採用

附採用の職員が使用する場合にあって、特に必要があると認められるときは、特定傷病休暇の期間を延長することができる。

3～8 (略)

(非常勤職員の勤務時間等)

**第20条** 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えてはならない。

2 非常勤職員の休暇については、常勤職員の休暇を考慮して定めるものとする。

**別表第1**（第9条の2関係）

年次有給休暇日数表	
在職期間	日数
9月を超え1年未満の期間	(略)
(略)	(略)

の職員が使用する場合にあって、特に必要があると認められるときは、特定傷病休暇の期間を延長することができる。

3～8 (略)

**第20条** (削除)

**別表第1**（第9条関係）

年次有給休暇日数表	
在職期間	日数
9月を超え1年に達するまでの期間	(略)
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前において静岡県教育委員会臨時的任用教職員の身分等取扱要綱（平成30年1月24日制定）の適用を受ける職員（以下「要綱適用教職員」という。）であった者で、令和2年3月30日において当該職員として在職し、令和2年4月1日に改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）の適用を受ける職員となったものの年次有給休暇の日数は、要綱適用教職員となった日に新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の令和2年における在職期間に応じた改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第1の日数欄に掲げる日数に、令和元年における年次有給休暇の残日数（1日又は1時間未満の端数があるときはこれを含むものとする。）（当該残日数が令和元年に付与された年次有給休暇の日数を超える場合には、令和元年に付与された日数）を加え、令和2年1月1日から令和2年3月30日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。